
3 0 3 4 . 輸 出 取 止 め 再 輸 入 申 告 ・ 特 例 輸 出 貨 物 の 輸 出 許 可 取 消 申 請 変 更

業 務 コー ド	業 務 名
E E E	輸 出 取 止 め 再 輸 入 申 告 ・ 特 例 輸 出 貨 物 の 輸 出 許 可 取 消 申 請 変 更

1. 業務概要

「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請（ＥＥＣ）」業務後に「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項変更登録（ＥＥＡＯ１）」業務で登録した情報を使用し、輸出取止め再輸入申告変更または特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更を行う。

本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

本業務は、審査選定処理は行わず、必ず書類審査扱いとなるため、税関による「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請審査終了（ＣＥＣ）」業務が必須となる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②ＥＥＣ業務を行った通関業者と同一であること。
- ③輸出申告（申告等種別が「Ｅ：輸出申告」）または輸出マニフェスト通関申告の場合、システムに通関士として登録されていること。ただし、輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出申告ＤＢチェック

入力された輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号が輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号が輸出申告ＤＢに存在すること。
- ②輸出取止め再輸入申告変更事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項の登録が完了していること。
- ③輸出取止め再輸入申告変更または特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更がされていないこと。
- ④輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消となっていないこと。
- ⑤輸出等許可後の手作業移行が登録されていないこと。
- ⑥出港予定年月日を過ぎていないこと。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。（海上の場合）
- ⑦郵便で物ある旨の登録がされている場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。（航空の場合）
- ⑧通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

（４）輸出マニフェスト通関申告ＤＢチェック

入力された輸出取止め再輸入申告番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る輸出取止め再輸入申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸出取止め再輸入申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。
 - ②輸出取止め再輸入申告事項の登録が完了していること。
 - ③輸出取止め再輸入申告変更がされていないこと。
 - ④輸出許可後の手作業移行が登録されていないこと。
 - ⑤通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。
- (5) 時間外執務要請届DBチェック
- 税関開庁時間外に行われた場合は以下のチェックを行う。
- ①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
 - ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。
- (6) 貨物情報DBチェック（海上の場合）
- 輸出申告DBに登録されている輸出管理番号について、以下のチェックを行う。ただし、以下のいずれかの場合はチェックを行わない。
- ①「貨物情報切替登録（CHG）」業務が行われている場合
 - ②輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合
- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
 - (B) 仕分け・仕合せの親となっていないこと。
 - (C) 事故確認要となっていないこと。
 - (D) 訂正保留中となっていないこと。
 - (E) 「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務にて以下の登録がされていないこと。
 - ①「亡失届受理」
 - ②「減却承認」
 - ③「現場収容」
 - ④「税関内収容」
 - ⑤「その他の搬出承認」
 - (F) 貨物手作業移行されていないこと
 - (G) 許可済み貨物であること
 - (H) 輸出申告DBに登録されている通関蔵置場がシステム参加保税地域^{*1}の場合は、蔵置されている保税地域と一致すること。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。
- (※1) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。
- (I) 通関蔵置場がシステム参加保税地域^{*1}でない場合は貨物が全量蔵置されていないこと。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。
 - (J) 通関蔵置場コードがシステム参加保税地域^{*1}の場合は貨物が全量蔵置されていること。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。
 - (K) 運送中でないこと。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。
 - (L) 他所蔵置場所で通関する場合は、本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
- (7) 輸出貨物情報DBチェック（航空の場合）
- 輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているAWB番号について、以下のチェックを行う。ただし、郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。
- (A) AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
 - (B) 貨物手作業移行されていないこと

- (C) 差止め貨物でないこと。
- (D) 搭載完了登録されていないこと。
- (E) 貨物が無効となっていないこと。
- (F) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (G) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。
- (H) 搬入された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。
- (I) 輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている通関蔵置場に貨物が蔵置されていること。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。
- (J) 貨物取扱中でないこと。
- (K) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「亡失届受理」
 - ②「滅却承認」
 - ③「その他」
- (L) 輸出許可済みであること。
- (M) 他所蔵置場所で通関する場合は、本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
- (N) UBG貨物でないこと。

5. 処理内

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 輸出申告DB処理／輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力内容を輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。

(3) 貨物情報DB処理

輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請された旨を登録する。ただし、以下のいずれかの場合は、処理を行わない。

- ①CHG業務が行われている場合
- ②輸出申告DBに郵便物である旨の登録がされている場合

(4) 輸出貨物情報DB処理

輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているAWB番号について、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請が行われた旨を輸出貨物情報DBに更新する。ただし、郵便物である旨の登録がある場合は、処理を行わない。

(5) 添付ファイル管理DB処理

入力された輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出取止め再輸入申告変更控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更控情報（大額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「L」	入力者
輸出取止め再輸入申告変更控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更控情報（少額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「S」	入力者
輸出取止め再輸入申告変更控情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告に係る輸出取止め再輸入申告番号である場合に出力	入力者
輸出取止め再輸入申告変更情報・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更情報（輸出申告）	輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号である場合に出力	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） *2
輸出取止め再輸入申告変更情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告に係る輸出取止め再輸入申告番号である場合に出力	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） *2

（*2）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。